

- ※ 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合。
- ※ 政治団体の代表者の死亡に伴い、新たな代表者を選任し(届出事項等の異動届[第11号様式]による。)、新たな代表者が提出すること。

資金管理団体でなくなった旨の届

※ 届出日を記載のこと

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

総 務 大 臣
殿
徳島県選挙管理委員会

※ 届出者は新たに選任された政治団体の代表者が行うこととなる。

氏 名 徳 島 次 郎
住 所 徳 島 市 新 蔵 町 1 丁 目 6 7

下記の政治団体は、令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日に(資金管理団体の届出をした者が死亡したこと)により、資金管理団体でなくなったので、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

※ 同一となること

- 1 資金管理団体の名称 徳島太郎後援会
- 2 主たる事務所の所在地 徳島市万代町1丁目1番地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏 名 徳 島 次 郎

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。